

事業概要書

2025改二第0102号
令和7年11月19日

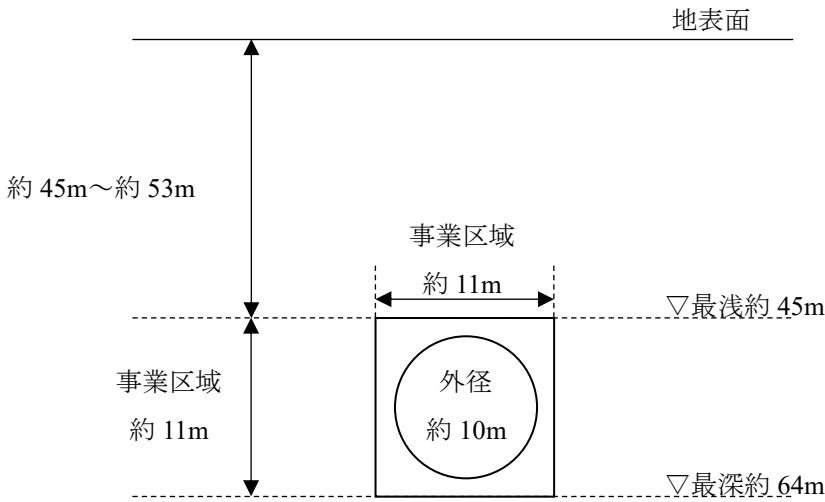
東京都知事 小池 百合子 殿

事業者 東京都台東区東上野三丁目19番6号
東京地下鉄株式会社 代表取締役社長 小坂 彰洋

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項の規定により、事業概要書を送付します。

- 1 事業者の名称：東京地下鉄株式会社
- 2 事業の種類：第一種鉄道事業（都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業）
- 3 事業区域の概要
延長：約1km、土被り：約45m～約53m
○東京都港区白金台二丁目、東京都港区白金台三丁目

【事業区域の標準部イメージ】



4 使用の開始の予定時期及び期間

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第21条第1項の規定による告示の日から5の事業に係る施設が3の事業区域に存続する限り

5 事業計画の概要

(1) 事業名 都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業

(2) 事業の目的及び内容

- 1) 都市高速鉄道第7号線は、目黒駅から、六本木一丁目駅、飯田橋駅を経由し、赤羽岩淵駅に至る路線で、東京メトロ南北線として開業している路線です。

本計画は、東京メトロ南北線を白金高輪駅で分岐し、品川駅（仮称）方面に延伸するものです。

- 2) 南北線の延伸は、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月20日に取りまとめた答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「六本木等の都心部とリニア中央新幹線の始発駅となる品川駅や国際競争力強化の拠点である同駅周辺地区とのアクセス利便性の向上」に資する路線として位置付けられました。

さらに、令和3年7月15日の答申第371号「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」において、「近年の品川駅周辺の開発計画の進展も踏まえると、事業主体の選定や費用負担の調整を早急に進め、早期の事業化を図るべき」であり、加えて、「東京メトロのネットワークとの関連性があり、運賃水準や乗換利便性など利用者サービスの観点や整備段階での技術的な観点からも、東京メトロに対して事業主体としての役割を求めることが適切である」と位置付けられました。

- 3) これらの答申を踏まえ、東京地下鉄株式会社が事業主体となって取り組むこととし、令和4年1月28日に国土交通大臣へ鉄道事業法に基づく鉄道事業許可を申請し、同年3月28日に許可を受けております。その後、令和6年6月17日に東京都により都市計画の決定が告示され、同年11月5日に工事着手しました。

- 4) 本計画を推進することにより、六本木等の都心部と広域的な交通結節点である品川駅や国際競争力強化の拠点である同駅周辺地区とのアクセス利便性の向上が図られ、東京の国際競争力の強化や地域の活性化が期待されます。

(3) 作業工程

事業の実施段階における作業工程については今後詳細が決まることとなりますが、参考に、当該路線の環境影響評価書（令和6年5月）を元に作成した作業工程を示します。

工事	年目										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
開削工事											
シールド工事					▼掘進開始						
施設工事（軌道・電気等）											

(4) 計画位置及び区間

東京都港区高輪四丁目～東京都港区白金二丁目
（事業区域：東京都港区白金台二丁目～東京都港区白金台三丁目）

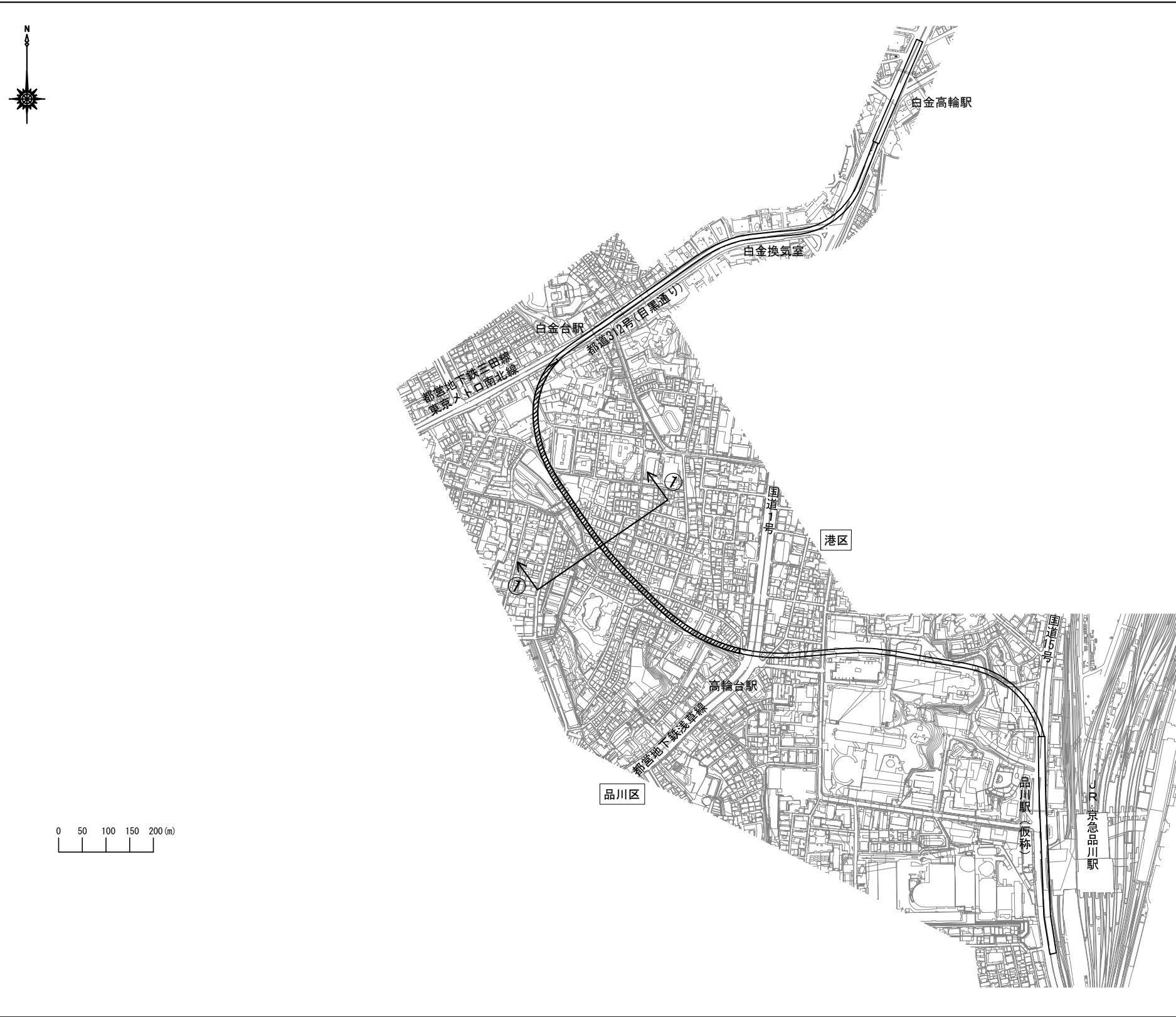
(5) 施設概要

- 1) 計画延長 : 約 2. 8 k m
- 2) 軌間 : 1, 0 6 7 m m
- 3) 施工基面の幅 : 待避禁止区間 . . . 1 m 8 0 0 m m 以上
待避区間 . . . 2 m 2 0 0 m m 以上
- 4) 主要なレールの種類 : 6 0 k g / m
- 5) 主要なまくら木の材質 : P C
- 6) まくら木の標準敷設間隔 : 5 6 5 m m (4 5 本 / 2 5 m)
- 7) 最小曲線半径 : 1 6 0 m
- 8) 最急勾配 : 1 0 0 0 分の 3 5
- 9) その他主要施設
 - ・ 駅施設 : 品川駅（仮称）（地下駅）

6 事業概要図

- (1) 平面図
- (2) 縦断面図
- (3) 横断面図

	都市高速鉄道第7号線
	品川～白金高輪間
	建設事業の計画範囲
	事業区域の概ねの位置



※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。

※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。

※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。

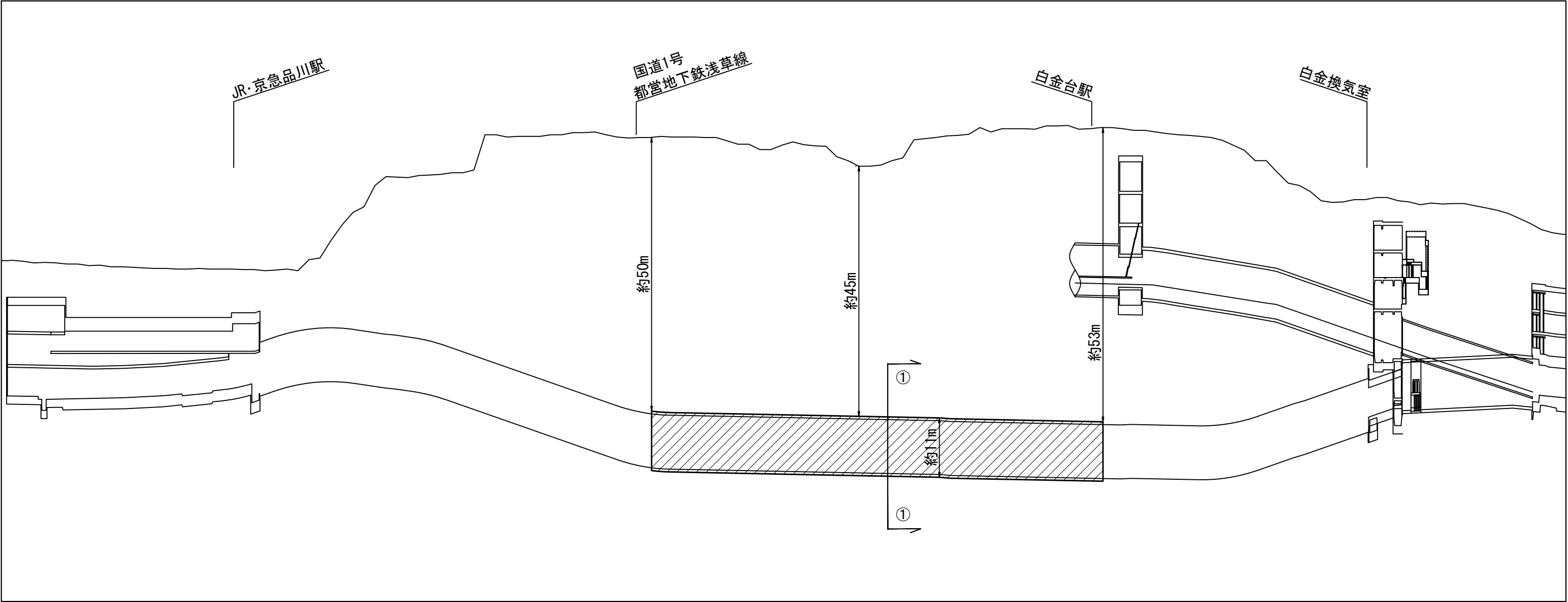
※ 本図の地形図は、航空写真(2019年撮影)に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1/700、H=1/7,000)

凡例

事業区域の概ねの位置

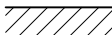
(1/1)



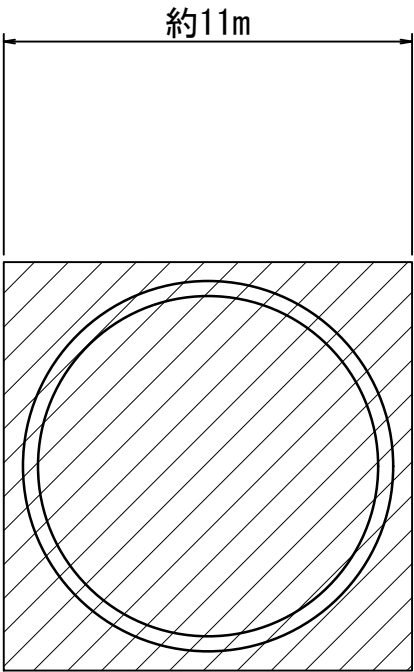
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真(2019年撮影)に基づき作成した地形図によるものであり、誤差や現在の地形状況と合致しない点があります。

(3) 横断図(標準部) (S=1/200)

凡例

 事業区域の概ねの位置

①-①断面



※この断面は、平面図及び縦断面図に
おける①-①断面を示しております。